

令和7年度

フードテックビジネス実証事業

テクノロジーを活用した 食の新産業創出へ

公募期間

令和7年5月29日(木)～令和7年6月20日(金)

※公募期間は予定であり、変更となる可能性がありますのでご了承ください。

新たなフードテックビジネスの創出という目的を達成するために、
フードテック等を活用した
新たな商品・サービス等の取組を
支援します。

FOOD × TECHNOLOGY



補助対象経費例

補助上限 1,000万円

支援金額 採択1件あたり

補助率 1/2

例 総事業費が2,000万円の場合、1,000万円が国庫補助、1,000万円は自己負担

その他ビジネスモデル実証に要する経費 ※イラストはイメージです

原材料費



調査員
手当



謝金



検査・
分析費



消費者
評価会
実施費



販売促進
展開費



通信費



消耗品費



- 売買、請負、その他契約等をする場合には、複数の者から見積りを徴収する等により経費の節減に努めること。
- 委託を行う場合には、事務局の承認を受けた上で、委託先との契約を締結し、事務局に届けること。

詳しくはこちらをご覧ください

フードテックビジネス実証事業 公募サイト

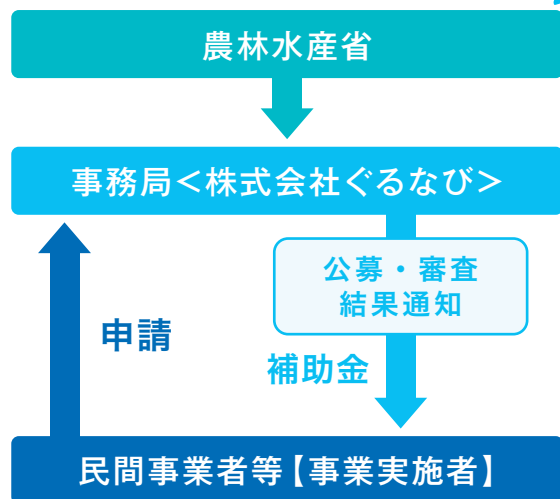
<https://foodtech-evolve.jp/r7project/>

事業実施主体の事業担当者が、フードテック官民協議会の会員であることが応募条件です。

こちらの
二次元コードから
アクセスできます



事業の全体像



事業の流れ



- 1 公募開始(令和7年5月29日)
- 2 応募書類提出期限(令和7年6月20日17時)
- 3 公募選定委員会による審査
- 4 選定結果の通知
- 5 交付申請書の提出
- 6 交付決定の通知
- 7 事業実施期間(交付決定の通知から令和8年2月28日まで)
- 8 実績報告(令和8年2月28日まで)

よくあるご質問

Q1. 他の事業(農林水産省又は他省庁等の補助事業等)と重複したテーマで申請することは可能ですか。

同一の提案内容で他の事業(農林水産省又は他省庁等の補助事業等)への申請を行っている場合は、申請段階(補助金交付候補者として選定されていない段階)で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、本事業の審査の対象からの除外や、補助金交付候補者の選定の決定の取り消し、補助金の交付決定の取り消しとなることがあります。また、申請の際には、別紙様式1-2に重複申請について記載いただく必要がございます。

Q2. 実施期間内あるいは実証期間終了後に、実証事業で購入した設備や機器を、他の事業に利用することはできますか。

1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、農林畜産産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に基づく処分の制限を受ける期間においては、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合には、事前に、事務局(株式会社ぐるなび)の承認を受けなければなりません(残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を、納付いただくことがあります。)(注)具体的な内容が判明した時点でご相談ください。

Q3. フードテック官民協議会は会費は必要でしょうか。また入会は企業の代表者でしょうか。

会費は無料です。ご応募いただく担当者の方がご入会ください。

Q4. 本事業の実施体制として大学との共同研究の実施を考えていますが、コンソーシアムを設立している状態ではないため、共同申請という形で申請することは可能ですか。

公募要領記載のとおり、応募団体の要件として単独事業者もしくはコンソーシアムであることが必要です。大学に委託契約を行う形であれば、単独事業者による提案にいただくことは可能です。ただし、大学側が実証成果を利用するためには、コンソーシアム契約で知的財産の関係を整理することが必要と考えられます。大学に依頼する内容次第でご検討ください。

Q5. 食品製造業者ではないが、応募は可能でしょうか。

業種は限定しておりませんので、食に関する課題を解決するための新しい技術の事業化の実証を行う事業であれば応募が可能です。

その他のQ&Aは「公募Q&A」をご確認ください。 ————— 「公募Q&A」はこちら ▶



お問合せ

フードテックビジネス実証事業事務局
受付時間:月~金曜日(平日のみ10:00~17:00)

電話

0800-100-4510

メール

foodtech-r7@mail.gnavi.co.jp